

医師法改正に伴う権限移譲について

- 平成30年の医師法改正により、臨床研修病院の指定権限や臨床研修病院の定員配分権限が都道府県へ移譲（令和2年4月1日から改正法の該当規定が施行）

臨床研修病院の指定権限

- 臨床研修病院の指定・取消、病院別定員設定の権限等は、令和2年度から下表のとおり（医師法第16条の2）

	厚労省本省、地方厚生局	都道府県
	（考え方）臨床研修制度の設計、研修の質の確保	（考え方）個別病院の指定、定員設定の事務
臨床研修病院の指定、取消	○（ 指定基準 の策定）（※）	◎（ 個別 病院の指定）
臨床研修病院の定員設定	○（都道府県 上限 の設定）	◎（ 個別 病院の定員設定）
年次報告書の受理	—（※）	◎
研修プログラム変更等の受理	—（※）	◎
指定継続にかかる訪問調査	—（※）	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
都道府県間の調整	◎	—
臨床研修の質の観点からの調査	◎	—
補助金の執行	◎	—
臨床研修終了登録	◎	—

※必要に応じて地方自治法第245条の4Iに基づく技術的助言を行う。

◀ 地域医療対策協議会の位置付け（医師法 第十六条の二） ▶

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。